

石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要 （令和8年3月改訂（中間見直し）後）

1 計画の位置づけ

1-1 本計画の位置づけ（第1章 第2節 抜粋）

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）」の第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみ処理基本計画」について定めるものです。

1-2 計画期間（第1章 第3節 抜粋）

計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とします。また、計画の見直し等を行うため、令和7年度を中間目標年次として設定します。なお、社会動向や法制度の改定等計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

※今回の改訂（中間見直し）は、おおむね5年の改訂時期と今後の本市における最適な処理システムと施設整備内容を検討することを目的とした「一般廃棄物処理施設整備基本構想」策定の着手など取り組みが具体化してきたことを受けての見直しとなります。

2 ごみ処理等の現状

2-1 廃棄物の区分（第3章 第1節 要約）

廃棄物は、廃棄物処理法において「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、一般廃棄物は、ごみとし尿に分けられます。本計画は一般廃棄物を対象範囲とし、各家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業活動に伴って事業所から排出される「事業系ごみ」に区分しています。

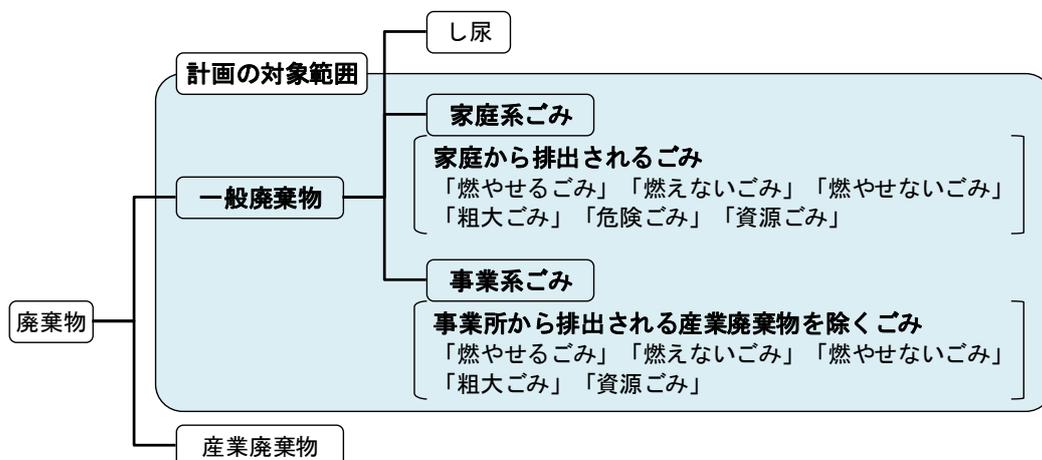
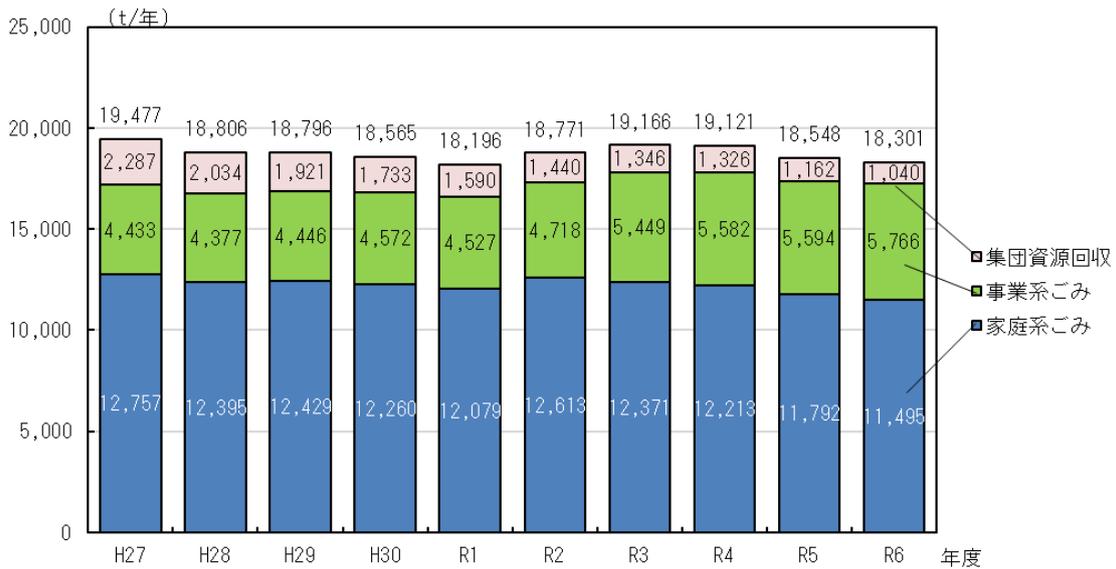


図 2-1 廃棄物の区分

2-2 ごみ排出実績（第3章 第3節 抜粋）

(1) ごみ排出量の推移

本市の家庭系ごみ排出量は減少しており、令和6年度には平成27年度から約1,200t/年減少しています。事業系ごみは、近年増加傾向にあり、令和6年度には平成27年度から約1,300t/年増加しています。集団資源回収量は減少し続けており、令和6年度には平成27年度から約1,200t/年減少しています。



※家庭系ごみは集団資源回収を除いた量としています。

図 2-2 ごみ総排出量の推移

本市の家庭系ごみ(集団資源回収除く)は、燃やせるごみの割合が最も多く、約70%を占めており、次いで資源ごみが多く、約20%を占めています。燃やせるごみ、資源ごみの排出量とともに減少し続けています。

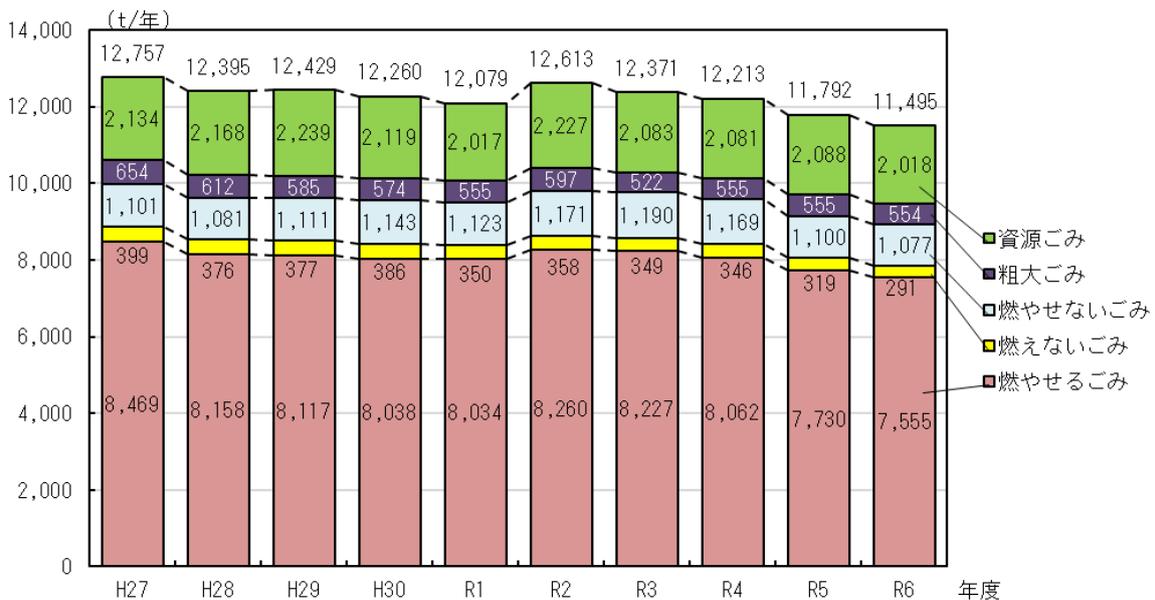


図 2-3 家庭系ごみ排出量の推移

本市の事業系ごみは、燃やせるごみの割合が最も多く、約90%を占めています。燃やせるごみ排出量は令和3年度に顕著な増加が見られ、その後は微増の傾向にあります。

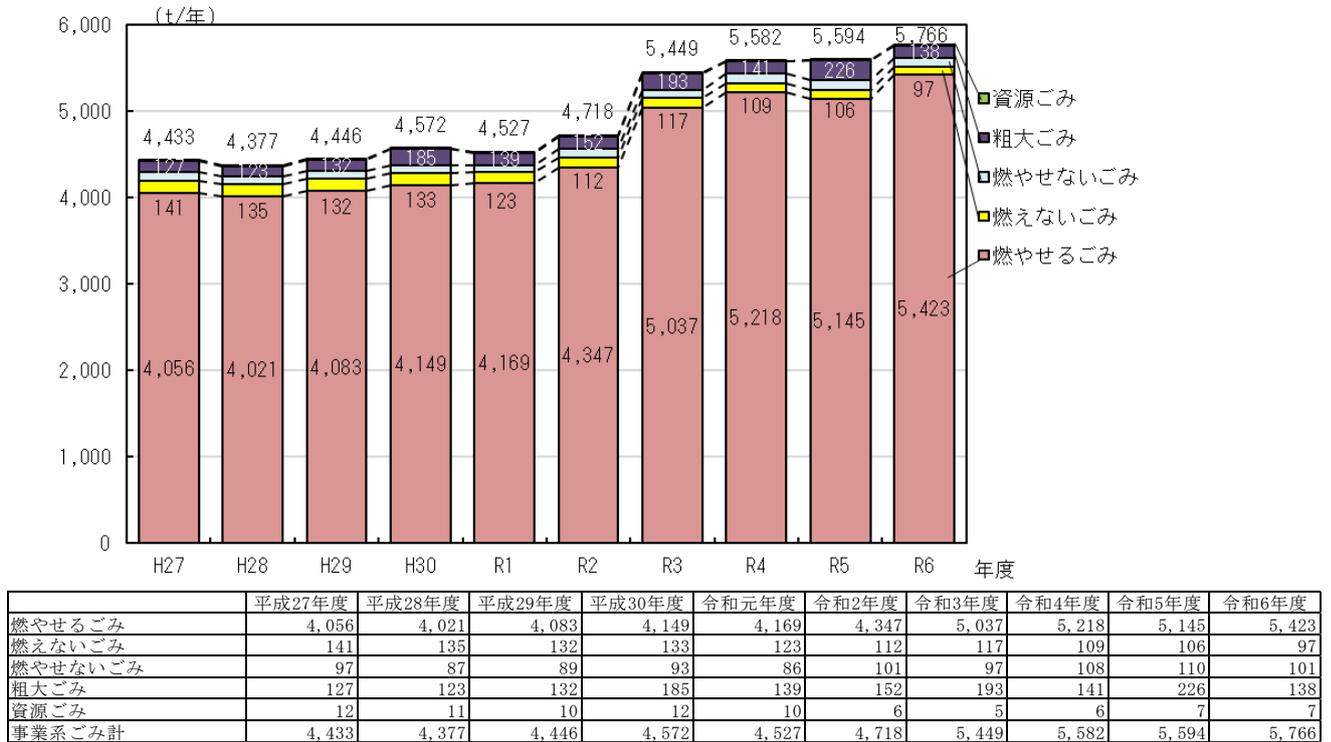
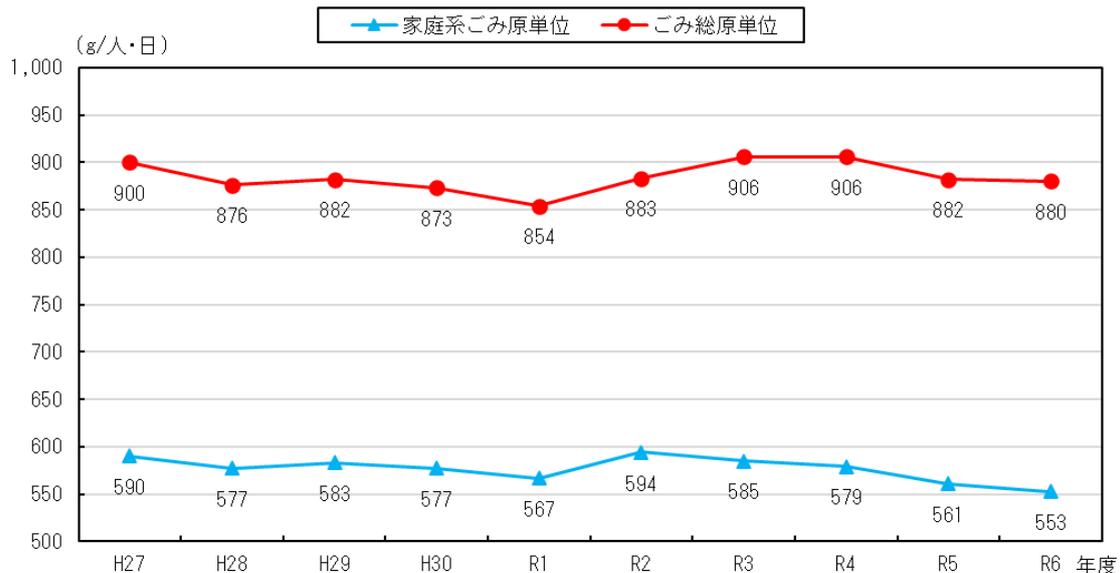


図 2-4 事業系ごみ排出量の推移

(2) 1人1日当たりごみ排出量の推移

本市の1人1日当たりごみ排出量(以下「原単位」と言います。)は、ごみ総原単位及び家庭系ごみ原単位(集団資源回収除く)ともに、概ね減少傾向にあります。



※原単位 (g/人・日) = ごみ排出量 (t/年) ÷ 計画収集人口 (人) ÷ 年間日数 (日/年) × 10⁶

図 2-5 ごみ原単位の推移

2-3 ごみ処理における課題整理

これまで示したごみ処理の現状より、ごみ排出量、リサイクル、最終処分の観点から課題を整理します。

(1) 前計画の達成状況と現計画の達成状況（第3章 第9節 抜粋）

現計画策定時(令和元年度実績)及び最終目標年次(令和2年度)における前計画の数値目標の達成状況を見ると、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は大幅に削減されており、最終目標値を既に達成している状況です。

事業系ごみ排出量は減量が進んでおらず、最終目標値達成には最終目標年次(令和2年度)で718t/年の減量が必要な結果となりました。

リサイクル率は近年減少傾向にあり、最終目標値達成のためには約40ポイントの増加が必要です。リサイクル率の実績と最終目標値との大きな差が生じた理由として、現計画では、現在「燃やせないごみ」としている「廃プラスチック」、「燃やせるごみ」としている「紙類」及び「生ごみ」について、資源化の試行・実施を計画していましたが、実施に至っていないほか、リサイクル事業者による拠点回収やスーパーでの資源物回収など、民間ルートの拡がりにより、市施設で受け入れる資源ごみの割合が減少しているためと考えられます。

最終処分量は、概ね減少傾向にありますが、最終目標値達成のためにはさらに1,227t/年の減量が必要となります。最終処分量の実績と最終目標値との大きな差が生じた理由として、前述の事業系ごみ排出量が目標と大きな差が生じていること、「廃プラスチック」、「紙類」及び「生ごみ」の資源化未実施などが考えられます。

表2-1 前計画目標の達成状況

区分	単位	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和2年度 現計画 最終目標値
市民1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量	g/人・日	641	661	680
		○	○	
事業系ごみ排出量	t/年	4,527	4,718	4,000
		×	×	
リサイクル率	%	20.0%	19.5%	60%
		×	×	
最終処分量	t/年	2,364	2,627	1,400
		×	×	

現計画における現状(令和6年度実績)の数値達成状況を表2-2に示します。

市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、現計画の中間目標値を下回っており、削減が進んでいる状況です。

事業系ごみ排出量は、減量が進んでおらず、最終目標値達成のためには1,766t/年の減量が必要となります。

最終処分量は、近年減少傾向にあります。中間計画値を上回っている状況であり、最終目標値達成のためにはさらに250t/年の減量が必要となります。

表 2-2 現計画目標の達成状況

区分	単位	令和6年度 実績	令和6年度 本計画 中間計画値	令和12年度 本計画 最終目標値
市民1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量(集団資源回収を 除く)	g/人・日	553 ○	563	550
市民1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量(資源ごみ及び集 団資源回収を除く)	g/人・日	456 ○	459	440
事業系ごみ排出量	t/年	5,766 ×	4,322	4,000
最終処分量	t/年	2,509 ×	2,377	2,259

※達成状況は中間計画値との比較である。

(2) 現状の課題整理 (第3章 第9節 抜粋)

① ごみの排出抑制

家庭系ごみ排出量(原単位)は現計画の中間計画値を下回っており、近年の実績も概ね減少傾向にあるため、この水準以上の維持に努めていきます。

事業系ごみ排出量は現計画の中間目標値及び最終目標値には至っておらず、近年の実績は減少していないため、事業者へのごみ排出の減量推進の施策について、引き続き検討していきます。

一方で市内における事業者数や経済活動の影響を大きく受けて、排出量が増加傾向にあることから、関連する統計資料等にも留意し、目標設定の考え方についても検討を進めていく必要があります。

② リサイクルの推進

ごみの分別排出の周知、適正排出の推進を行うとともに、前計画で資源化の試行・実施を計画していた「プラスチック製容器包装」、令和4年度施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に示される「製品プラスチック」について、計画期間内での分別回収、再商品化実施手法の確立を目指し、さらに、「生ごみ」について、改めて資源化を検討します。

また、「ミックスペーパーリサイクル」について、平成28年度から戸別回収を回収しているものの、回収量は少なく、「燃やせるごみ」として排出されていると考えられるため、分別を徹底する必要があります。

③ 中間処理・最終処分

北石狩衛生センター焼却施設及び破碎施設は供用開始から32年、リサイクルプラザは供用開始から26年が経過しており、施設の老朽化に対応するため、現行施設の基幹的設備改良（大規模修繕）、その他必要に応じた修繕を実施しています。

また、北石狩衛生センターの最終処分場は、令和7年3月末における残余容量は約42,000m³であり、現計画期間後に埋立終了が見込まれます。

このため、新施設の整備、周辺自治体との広域処理について検討を進めていく必要があります。

3 ごみ処理の基本方針と目標

3-1 基本理念（第4章 第1節 抜粋）

第3次石狩市環境基本計画に掲げた本市が将来めざす環境の全体像、「地域の豊かな資源を活かし 未来へつなぐ 持続可能な共生都市 いしかり」を生活環境分野において実現するために、「資源を有効に活用し、環境に優しい循環型社会が実現しているまち」を目指す姿とし、1人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、ごみの発生を抑え、リサイクルを進めるとともに、低炭素で資源循環型の社会を築くことを目指します。

資源を有効に活用し、環境に優しい循環型社会が実現しているまち

3-2 基本方針（第4章 第2節 抜粋）

基本理念を実現するため、4つの基本方針を設定します。

1) 4Rの推進

ごみの減量のため、まず、①ごみになるものを家庭に持ち込まない。不必要なものは買わない。断る。(Refuse リフューズ)を行い、次に②ごみを減らす。ものを大事に使う。できるだけごみを出さない生活をする。(Reduce リデュース)を行い、さらに、環境への負荷の低減に配慮しつつ、③繰り返し使用する。修理して使う、人に譲る。再使用できるものを使う。(Reuse リユース)及び④なるべく捨てない。リサイクルできるものは分別する。リサイクル品を買って循環の輪をつなげる。(Recycle リサイクル)を行い、⑤焼却の順にできる限り、発生回避、排出抑制を重点的に進め、なお処分できない廃棄物を⑥最終処分場に埋め立てる、「4R」を継続して取り組みます。

2) ごみの適正処理

安全・安心・安定的なごみ処理施設の整備と効率的なごみ処理体制を構築し、排出されたごみや循環資源については、発生抑制の推進により可能な限り減量化を図りつつ、費用対効果を考慮した適正な処理及びリサイクルを推進します。

3) 環境の保全

ごみ処理に伴う大気汚染、水質汚濁などの公害を未然に防止するとともに、収集・運搬車両の低公害車導入やごみ処理に伴う化石燃料の使用を抑制し、二酸化炭素の排出を削減するなど、環境への負荷を低減します。

さらに、自然災害等による廃棄物処理を円滑に進めるため、仮置き場の確保等を検討します。

4) 市、市民、事業者協働

これまでの大量生産・大量消費型のライフスタイルを見直し、市、市民、事業者の3者が相互の理解と協力のもと、循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組を行うことが重要です。

市は、率先して公共施設の事務事業に伴う廃棄物の排出を抑制するとともに、各主体の役割を明確にし、生産及び消費のそれぞれの立場からごみ減量化施策を総合的に推進します。

事業者は、事業活動に伴う廃棄物の発生回避など環境への負荷を低減する経営に努めます。

市民は、日常生活におけるごみの発生を抑制するとともに、市のごみ減量化施策に協力します。

3-3 数値目標の設定 (第4章 第3節 抜粋)

(1) 家庭系ごみ排出量に関する目標

家庭系ごみについては、「北海道廃棄物処理計画(第5次)」に準じるものとします。家庭系ごみ原単位(集団資源回収除く)の目標値を計画目標年次(令和12年度)において、550g/人・日とすることを目標とします。

また、家庭系ごみ原単位(資源ごみ及び集団資源回収除く)の目標値を計画目標年次(令和12年度)において、440g/人・日とすることを目標とします。

なお、「北海道廃棄物処理計画」は令和7年4月に改定され、この第6次での家庭系ごみ原単位(集団資源回収除く)の目標値は581g/人・日へ変更されていますが、目標を下方修正したこと及び大きな乖離ではないことから目標値は現状のままとします。

家庭系ごみ原単位(集団資源回収除く)			
令和元年度実績	567g/人・日	→	令和12年度目標 550g/人・日
家庭系ごみ原単位(資源ごみ及び集団資源回収除く)			
令和元年度実績	472g/人・日	→	令和12年度目標 440g/人・日

(2) 事業系ごみ排出量に関する目標

事業系ごみについては、前計画の計画目標を達成しておらず、令和7年度時点においても減少していない状況です。そのため、排出量と関連する各種統計値にも留意するものとし、事業系ごみ排出量の目標値を計画目標年次(令和12年度)において、引き続き4,000t/年とします。

事業系ごみ排出量
令和元年度実績 4,527t/年 → 令和12年度目標 4,000t/年

(3) 最終処分量に関する目標

ごみの発生抑制や循環資源を含むごみの分別の徹底によりごみの適正処理を行い、埋立対象となるごみを削減します。覆土を除いた最終処分量の目標値を計画目標年次(令和12年度)において、2,259t/年とすることを目標とします。

最終処分量(覆土除く)
令和元年度実績 2,364t/年 → 令和12年度目標 2,259t/年

(4) モニタリング指標(リサイクル率)

目標を達成するための課題の把握、施策の見直しや改善の際の参考とする指標として、今後もより積極的に資源物回収に努めるものとし、リサイクル率の推移を把握します。

4 施策の内容

基本方針及び計画目標を踏まえ、次の施策に取り組みます。

4-1 施策の体系（第6章 第1節 抜粋）

基本理念	基本方針	施策
資源を有効に活用し、環境に優しい循環型社会が実現しているまち	1) 4Rの推進	①エコライフへの転換
		②循環型社会に対応したリサイクル
		③事業系ごみ減量化対策の強化
		④グリーン購入の推進
	2) ごみの適正処理	①ごみ処理施設の適正な管理・運営
		②ごみ処理に係る費用負担のあり方の検討
		③効率的な収集・運搬・処理の検討
		④地域循環共生圏-循環分野-の構築、広域処理の検討
	3) 環境の保全	①地球温暖化対策
		②公害対策
		③不法投棄対策
		④海岸漂着物等の対策
	4) 市、市民、事業者協働	①環境教育・環境学習の推進
		②情報提供・情報発信の充実
		③環境配慮行動・市民ボランティアへの支援

4-2 施策の内容

1) 4Rの推進

① エコライフへの転換

本市においては前計画より3RにRefuse（リフューズ）を加えた4Rを推進しています。

海洋プラスチックによる環境汚染など世界的な課題を背景に、令和2年7月1日からレジ袋が有料化されましたが、これもリフューズ（断る）の取組の一つです。

また、本来食べられるにも関わらず廃棄される「食品ロス」も、資源問題、SDGsの観点などから世界的な課題となっています。

市では引き続き、4Rに関する啓発のほか、ごみの減量にもつながる「食品ロス」の削減に向けては、関係部局と連携しながら情報提供や普及啓発に努めるなど、市民・事業者が循環型社会に配慮した生活や事業活動を行うための環境整備、意識の醸成や定着を図っていきます。

② 循環型社会に対応したリサイクル

循環型社会の形成を進めるための調査、研究を進め、分別方法や処理ルート確保などさらなるリサイクルシステムを構築します。

特にごみの中でも排出量が多い「燃やせないごみ」として排出されている「プラスチック製容器包装」、及び「製品プラスチック」並びに「燃やせるごみ」として排出されている「生ごみ」について、民間処理施設等の活用も含めた資源化手法を検討し、資源化実施に向けて取り組んでいきます。

また、循環型社会の推進には、製品が廃棄された以降もその生産者が回収、リサイクル、処分に一定の責任を負う「拡大生産者責任」の徹底や、国による法令、制度、支援策などの整備が不可欠であることから、リサイクルしやすい社会づくりについて、国などに対し様々な機会を通じて要望します。

③ 事業系ごみ減量化対策の強化

事業系ごみの減量化を推進するため、現行の条例等を見直し、多量排出事業者に対し、「ごみ減量化計画書」提出の義務化などを検討し、排出抑制を促すとともに、排出事業者に対し指導を行い、生ごみ(食品残渣)の「飼料化」、「堆肥化」など民間資源化施設への利用充実を図ります。また、組成調査の結果、燃やせるごみには資源化可能な紙類が高い割合で含まれることから、必要な情報提供や普及啓発などペーパーリサイクルを促進するための取組を検討、実施します。

なお、学校給食で発生する食品残渣は、民間資源化施設で堆肥化処理していますが、今後も環境教育などの実施により食べ残しの減量化に努めるとともに、食品残渣は民間施設の活用により資源化していきます。

④ グリーン購入の推進

物品等の調達にあたり、環境保全の観点から、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務を優先的に選択する「グリーン購入」を継続して推進するとともに、市民や事業者等に対して、「石狩市グリーン購入推進方針」に基づき、取組を促進します。

2) ごみの適正処理

① ごみ処理施設の適正な管理・運営

北石狩衛生センター焼却施設及び破砕施設は供用開始から32年が経過し、施設の老朽化に対応するため、令和元年度に実施した建築、設備(焼却・破砕)の精密機能調査結果や、日常の点検結果等を踏まえた現行施設の基幹的設備改良(受入供給設備、燃焼設備、排ガス処理設備、灰出し設備、受電設備の大規模修繕)、その他必要に応じた修繕を実施しています。

リサイクルプラザは供用開始から26年が経過しており、近年設備の故障等の発生もありますが、必要に応じた修繕を実施しています。

施設運営については、北石狩衛生センターは長期包括的運営管理委託事業、リサイクルプラザは、指定管理者にて実施しており、適正に管理されている状況です。

引き続き日常の点検結果等に基づく計画的な修繕ほか、適正な維持管理に努めていきます。

② ごみ処理に係る費用負担のあり方の検討

家庭系ごみ及び事業系ごみのごみ収集(自己搬入)手数料について、今後も、ごみ処理費用の推移や周辺自治体の料金水準を注視し、さらに、市民・事業者への負担を考慮しながら、処理手数料の見直しを検討していきます。

③ 効率的な収集・運搬・処理の検討

家庭系ごみは、平成18年度の有料化と併せて、戸別収集を実施しています。

今後、現在「みどりのリサイクル」の看板のある最寄りの公園または緑地帯において家庭から出された樹木の剪定枝葉、草花等を回収しているみどりのリサイクルについて、戸別回収を検討します。

④ 小型充電式電池の対策についての検討

小型充電式電池は、現在公共施設等において回収ボックスを用いた拠点回収を行っています。

発火等の危険性についても近年取り上げられており、収集運搬や処理工程での必要な対策について検討していきます。

⑤ 地域循環共生圏-循環分野-の構築、広域処理の検討

家庭系ごみ及び事業系ごみの処理をより効率的に進めるためには、本市内だけではなく、周辺自治体を含め、広域的に取り組む「地域循環共生圏-循環分野-」を構築し、資源化が可能なごみを最適な規模で循環させることが有効です。

平成31年3月より、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンに参画し、廃棄物対策に関しては、廃棄物対策連携の推進を目的とした定例会等の開催等による廃棄物問題に関する情報交換等を実施することとしており、今後も継続していきます。

また、当別町の「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」については、今後も受託を継続していきます。

3) 環境の保全

① 地球温暖化対策

ごみ処理に係るエネルギー使用量を削減し、二酸化炭素排出量の削減を図るために、4Rを推進するとともに、ごみ処理施設の省エネの徹底やごみ収集・運搬車のエコドライブの励行など、地球温暖化対策を推進します。

また、北石狩衛生センターにおけるごみの焼却処理に伴い発生する排熱や生ごみなどの廃棄物系バイオマス資源を利活用した民間によるバイオマスエネルギー事業を支援します。

② 公害対策

北石狩衛生センターにおいて、焼却施設のごみ焼却に伴う排ガスや最終処分場からの浸出水について、ダイオキシン類、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の有害物質等による公害を防止するため、法令による排出基準等を順守し、適正な管理に努めるよう、監視・指導を徹底します。

③ 不法投棄対策

ごみの不法投棄は、道路、防風林、河川敷地、海浜地など人目の少ない場所に多く見受けられます。

本市では、平成13年5月に「石狩市ごみ不法投棄非常事態宣言」を発表し、ごみ不法投棄ホットラインの開設、監視カメラ・警告看板・のぼりの設置、休日・夜間監視パトロールの実施などにより、監視体制の強化並びに啓発に努めてきました。

今後も監視区域の拡大や監視体制を充実させるとともに、北海道、警察と連携して不法投棄の防止対策に努めていきます。

④ 海岸漂着物等の対策

プラスチックごみの流出による海洋汚染が世界的な課題となっています。市ではこれまでも市民や事業者と協働で「クリーンアップ日本海in ISHIKARI」を実施するなど、海岸環境の保全及び美化を図ってきましたが、引き続き、海岸一斉清掃の実施や、北海道など関係機関と連携した海岸漂着物の回収、適正処理により、環境保全や海洋汚染の防止に努めていきます。

4) 市、市民、事業者協働

① 環境教育・環境学習の推進

低炭素・循環型社会の形成に向けた行動について、より多くの市民や事業者が実践できるように、町内会等への出前講座等の環境イベントやリサイクルプラザにおけるリサイクル教室・リサイクル研修講座・PR出展などを実施し、4Rを理解・体験する機会の充実に努めて

おり、今後も継続して実施していきます。

② 情報提供・情報発信の充実

環境に配慮した意識の向上やごみの分別、排出ルール の周知、徹底を図るため、「広報いしかり」や全戸に配布している「家庭ごみの出し方ガイド」等のわかりやすい広報に努めるとともに、本市ホームページや市役所等に設置している石狩市掲示板「あい・ボード」、**ごみ・資源分別アプリ**など多様な広報媒体を通じ、今後も情報提供・情報発信の充実を図ります。

③ 環境配慮行動・市民ボランティアへの支援

本市ホームページや広報誌による、環境配慮行動を実践する団体や資源回収に協力する企業・小売店の掲載、町内会や子ども会が行う集団資源回収に対する奨励金の交付、町内会やボランティア団体へのボランティアごみ袋の支給など、今後も環境配慮行動を支援するとともに環境美化の推進を図ります。

4-3 その他の計画（第6章 第5節 抜粋）

1) 今後の施設のあり方

北石狩衛生センター焼却施設及び破砕施設は供用開始から32年、リサイクルプラザは供用開始から26年が経過しており、施設の老朽化に対応するため、現行施設の基幹的設備改良（受入供給設備、燃焼設備、排ガス処理設備、灰出し設備、受電設備の大規模修繕）、その他必要に応じた修繕を実施している状況です。

また、北石狩衛生センターの最終処分場は、令和7年3月末における残余容量は約42,000m³であり、現計画後、数年での埋立終了が見込まれる状況です。

こうした更新時期に直面する施設状況に加え、国の広域処理の推進や隣接する札幌市の発寒清掃工場更新時期との合致を背景に、令和4年12月に可燃ごみ広域処理の協議に関する覚書を締結し、協議を進めています。

その他、燃えないごみや粗大ごみ、燃やせないごみ等を含めた最適な処理システムと、これに応じた施設整備内容を検討する目的で、令和7年度には一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定に着手しており、引き続き所要の検討を進めていきます。

5 その他中間見直しにかかる変更点

計画策定時（令和2年度）から中間見直しまでに新たに取り組みを行ったごみの排出抑制・再資源化の施策について下記のとおりです。

（第3章 第4節 抜粋）

① ごみの排出抑制

令和7年8月から利便性のさらなる向上とごみ減量意識の高揚を目的に、一部指定ごみ袋取扱店において、1枚単位での取り扱いを追加しています。

② 回収方法の拡充

令和6年1月から認定事業者と協定を締結し、パソコン・小型家電・家電4品目などについて宅配サービスによる回収方法を拡充し、利便性の向上と資源有効活用の促進を図る取り組みを進めています。

③ 情報提供及び情報発信の拡充

令和6年6月から利便性の向上と分別促進による減量等を目的とし、ごみ・資源分別アプリを導入しています。令和7年10月には粗大ごみの受付機能も拡充しています。

④ 再使用の促進

令和8年1月から民間事業者と連携し、連携事業者が運営するサービスの活用機会を創出することによるリユースの促進を図り、ごみの減量と資源循環を促進する取り組みを進めています。

⑤ 戸別収集(自己搬入)資源（ペットボトル）

令和6年2月に再生事業者と連携協定を締結し、石狩市ペットボトル水平リサイクル「ボトルtoボトル」事業によって、集積したペットボトルは再生ペットボトルへ資源循環する取り組みを進めています。